

セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査状況（詳細）

【調査の概要】

平成 21(2009)～平成 23(2011)年の各年度に、セイヨウオオマルハナバチを飼養等する農家に対する現地指導を行い、許可の際の審査項目に沿った調査票に結果を記載した。

調査はセイヨウオオマルハナバチを飼養等している農家をランダムに抽出して実施した。調査実施にあたっては、できるだけ調査直前に農家に連絡し、立入りの了解を得るようにした。

【調査結果】

調査項目とそれぞれに対する調査件数及び不適合件数の状況について表 1 にまとめた。

不適合件数の多かった項目は、平成 23 年度のオリ型施設(ハウス)開口部へのネットの適正な設置に関するもので、不適合率が 29%を示していた。次いで、平成 23 年度の外部との出入口の戸が二重以上となっているかに関するもので、不適合率が 26%だった。

飼養許可標識の掲示、届出に関するものの不適合率は平成 21 年度から 23 年度まで通して高く、どの年度も約 20%の不適合率を示していた。この他、オリ型施設におけるネットの老朽化が平成 21 年度で 11%、22 年度で 9%、23 年度は 16%の不適合率を示していた。

これらの結果から、下記の点が明らかとなった。

これらの結果から、オリ型施設における逸出防止のためのネット等の設置方法に関する不備が多い。

不適合の多い項目については、年々不適合率が高くなっている傾向があり、規制から一定期間が経過したことで、外来種に対する意識の低下がおこっていると考えられる。特にネット展張の不備等は、逸出に直接つながることなので、より一層の飼養等に関する指導を強化する必要がある。

表1 立ち入り調査による調査項目別の調査件数及び不適合件数

調査項目	H21(2009)年度 秋季調査			H22(2010)年度 夏季調査			H23(2011)年度 夏季調査		
	調査 件数	不適 合件 数	不適 合検 出率 (%)	調査 件数	不適 合件 数	不適 合検 出率 (%)	調査 件数	不適 合件 数	不適 合検 出率 (%)
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、移動用施設又は水槽型施設等(水槽型施設等の要件二を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。									
0ハウスの場合(おり型施設等)									
イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。									
ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。									
ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。	80	0	0	124	2	2	178	1	1
	80	7	9	124	25	20	178	52	29
	80	9	11	123	11	9	120	19	16
ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。	80	2	3	122	14	10	178	46	26
ホ 二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。									
ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。	69	2	3	113	2	2	176	7	4
ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。	79	0	0	117	0	0	174	0	0
0巣箱の場合(移動用施設)									
イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。									
ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。									
ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。									
ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。									
ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。	70	0	0	111	7	6	167	10	6
ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間									
ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間									
ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法									
個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。	80	16	20	120	22	18	175	35	20
ホ 特定外来生物の取扱方法									
(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。	80	1	1	110	0	0	165	1	1
(2) 飼養等をしている個体を飼養等をする必要がなくなった場合は、個体を収納している巣箱を密封した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。	79	2	3	111	10	9	151	2	1